

序 章

「人身取引」問題の学際的研究の試み

山田 美和

問題の所在

経済のグローバリゼーションの進展により、貿易、資本の流れに続く第3の波としての人の移動がさらなる重要性を増している。国境を越えた人の移動がダイナミズムを増すなかで、人の移動の最悪の形態としての人身取引の問題が、グローバル・イシューとしてクローズアップされ、安全保障および人権保障の観点から、そして健全な経済社会発展のために、その撲滅および防止が求められている。2000年に「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」(Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, Especially Women and Children, Supplementing the United Nations Convention against Transnational Organized Crime. 以下、パレルモ議定書⁽¹⁾)が採択されてから、人身取引は人権に対する深刻な侵害のひとつとして認識され、人身取引の撲滅のために国連をはじめとする国際機関、各国政府やNGOによるグローバルな努力が積み重ねられている。2004年には、人、とくに女性と子どもの人身取引に関する国連特別報告者が任命され、人身取引被害者の人権の観点から、その保護のために必要な措置について勧告している。2010年7月には国連総会において人身取引に対するグローバル行動計画が採択された⁽²⁾。当該計画において、貧困、就労その他の社会的経済的機会の欠如、ジェンダーを

要因とする暴力、差別、周辺化が、人々を人身取引の犠牲にしてしまう要因となるため、反人身取引の取り組みとして、被害者の救済や保護そして加害者の逮捕や処罰のみならず、多元的な対策が求められている。

パレルモ議定書をはじめ、人身取引に対する地域的枠組み、そして各国の国内法における処罰化など、反人身取引の法的枠組みが整いつつあるにもかかわらず、人身取引はその態様、形態を変化させながら、その深刻度を増しているといわれる。各国の刑法上定義される「人身取引罪」の摘発は、人身取引問題の表面化した一部に対する対症療法であり、人身取引問題が根本的に解決されない背景には、法執行官の職掌を超えた、人身取引を可能にさせる経済社会の構造などさまざまな問題が存在する。

かつて存在した奴隷貿易、人身売買が、なぜ21世紀において「人身取引」として国際社会のアジェンダになったのか。現代の人身取引問題の直接そして間接的背景・要因としては、冷戦の終焉、交通・情報通信手段の発達、不均等な経済成長、雇用・教育の欠如、社会保障・医療の不備、貧困、差別、暴力、地域紛争などが挙げられる。それに加えて国境管理政策、移民労働者政策などの関連政策の不備や腐敗などによる制度自体の機能不全、低価格で競争する産業構造が、人身取引というビジネスを可能にさせている。人身取引問題を理解し解明するためには、国際法上における「人身取引」という定義の分析と同時に、「人身取引」と称される犯罪を取り巻く現象に対する、複数の視角からの分析と理解が必要とされている。「人身取引」は、人身取引罪として規定される刑事司法上の問題であるのみならず、開発途上国と先進国の政治経済そして社会問題である。

本書の目的は、現在国際的アジェンダとなった人身取引問題という事象を、法学、経済学、国際関係論という複数のアプローチから多角的に分析することである。

現代の人身取引問題に関する研究文献は、後述するようにその研究領域の難しさからいまだ多くはなく、とくに日本語文献は乏しい。本書の最たるねらいは、多くの人々がさまざまな研究分野や立場からこの問題に取り組むた

めに、課題を提示することである。アプローチが難しい、被害者がみえない、被害がみえない、文献がない、そうした困難な状況にあってもこの問題について知ろうとしている人たちに多角的視点を提供したい。

第1節 「人身取引」問題とは何か

1. パレルモ議定書の定義

2000年に国連総会で国際組織犯罪防止条約の補足議定書のひとつとして採択され、2003年に発効したパレルモ議定書は、国際条約の規定として初めて「人身取引」を定義した。同議定書において、『『人身取引』とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受すること』をいう(第3条(a))。

これを整理すれば、人身取引の定義は、①搾取の目的で、②列挙されているいずれかの手段を用いて、③列挙されているいずれかの行為をすること、である。さらに同条(b)は「(a)に規定する手段が用いられた場合には、人身取引の被害者が(a)に規定する搾取について同意しているか否かを問わない」と規定する。すなわちたとえ被害者の同意があっても、(a)で定義される手段が使われていれば人身取引になる。対象が子どもの場合は、(a)で定義される手段が使われなくても人身取引になる(同条(c))³⁾。

搾取については、「搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める」と規定されている。ただし、これらは例示でありこれらに限定されない(同条(a))。

このように人身取引を定義したうえで、パレルモ議定書の規定の骨子は、①人身取引の防止（Prevention）、②加害者の訴追・処罰（Prosecution/Punishment）、③被害者の保護（Protection）、そして、④これらの目的を達成するための国際協力（Partnership）からなる。これらを総称して4 Ps と呼ばれる。パレルモ議定書において、人身取引行為の犯罪化は義務である一方、被害者の保護に関しては、各国の裁量範囲が広いため⁽⁴⁾、各国によって手厚い保護規定を設けている国、人身取引被害者のための保護規定を特別に設けていない国などちがいがあ

る。従来の人身売買や奴隷を禁止する国際条約と比較したパレルモ議定書の特徴としては、第1に人身取引の定義を広く明確化した点、第2に強制的運搬よりも搾取を重視している点、第3に締約国に人身取引を生み出す需要をなくす処置をとるよう規定した点が挙げられる。

2. 人身取引の現状

人身取引の具体的な形態の例としては、パレルモ議定書に例示されている性的搾取、強制労働、臓器売買をはじめ、債務労働、児童労働、幼年兵士、代理母、婚姻、養取などがある。

パレルモ議定書で定義された「人身取引」であるが、「人身取引」という用語はミスリーディングであると、人身取引問題に取り組む専門家や実務関係者らは感じている。取引（trafficking）というと、麻薬取引のように物を売買し運搬することをイメージするが、人身取引問題の核は、人を取引することではなく、その結果、人を隷属状態におくこと（enslavement）にあるからである。言い換えれば、現代の人身取引の多くは、人を物理的に無理やり拉致し売買するのではなく、甘言によってだまし搾取の現場まで移動させ、債務を負わせたり身分証明書を取り上げたり、脅迫やマインド・コントロールによって、自らの意思で逃れることができない隷属状態におく。その方法は、より巧妙になってきており、被害者が自らを被害者であると気づかないケー

スも多い。たとえば、身分証を取り上げるのも、紛失しないように保管してやる、監視をつけたり監禁したりするのも、警察にみつかりと逮捕されるからみつからないように保護してやるというやり方である。

国際労働機関（International Labour Organization: ILO）の推計によれば、現在約2100万人が強制労働をさせられており、そのうち1140万人が女性（成人、子ども含む）、950万人が男性（成人、子ども含む）であるという。1900万人が企業や民間人によって搾取され、200万人が政府や反政府組織による搾取に遭っており、そのうち450万人が性的搾取に遭っていると推定している。またおよそ1500億ドルの不正な利益が上げられているという⁽⁵⁾。

人身取引の現状について世界的動向を示す最初の調査としては、国連薬物犯罪事務所（United Nations Office on Drugs and Crime: UNODC）による報告書 *Trafficking in Persons: Global Patterns*（UNODC 2006）が挙げられる。同報告書は、国別人身取引指数として、各国における人身取引問題の深刻度を示した。複数の NGO などのさまざまな報告書で言及された人身取引事件について、被害者の出身国、加害者の出身国、加害現場の国、被害の内容などに要素分解し、そこで挙げられる国の頻度を指数として表したものである⁽⁶⁾。人身取引に関するデータは非常に限られており、推計の域を出ないが、世界地図上に指数によって色分けされた国々を一覧できるようにし、人身取引がグローバルな問題であることを視覚的に示した意義は大きい。しかし当該報告書については、そのデータの信憑性や分析方法について疑義を示す各国政府の反応があった。

UNODC（2014）報告書は、2010年から2012年までにおける人身取引事件について各国政府当局への調査票および当局が公開している情報や報告書からのデータを収集し分析している。収集された情報やデータは、当該報告書の公開前に各国当局と共有し確認をとっている。つまり人身取引事案およびそれに関連する事案として、各国の当局によって摘発された加害者および発見された被害者、すなわち何らかの形で警察、国境警備や入管、シェルターなどの公的機関に把握・認識されている件数である。各国政府自体が人身取

引の実態の把握に苦慮しており、事案として挙がる件数も多くはない。また調査票に回答しない国もある。その結果、分析の対象となっているのは UNODC からの調査票に回答した128カ国から収集されたデータである。地域別では、北米・南米地域、欧州・中央アジア地域で8割強の国が網羅されている一方、アフリカ・中東地域では6割弱である。アジア・太平洋地域では5割に満たない。犯罪については、公式に把握されない、膨大な知られない犯罪行為の闇の数字があり、報告される数字は人身取引の実態の規模を反映したものではなく、人身取引のパターンや流れを分析するためのサンプルとしている（UNODC 2014, 8）。

当該報告書では、人身取引罪の容疑者3万3860人、起訴された者3万4256人、処罰された者1万3310人、被害者は4万177人が分析の対象となっている。被害者の国籍は152カ国に及び、少なくとも510のパターンの人の流れが明らかにされており、人身取引が世界のどこの地域においても発生していることが示されている。同報告書では、対象国をアフリカ・中東、北米・南米、欧州・中央アジア、南アジア・東アジア・太平洋地域の4地域に大別しており、地域のなかの分別をサブ地域と呼んでいる。その流れの多くが同じ地域内での流れである。つまり同じ地域内に被害者の出身国と到達国がある事例が大半を占める。地域をまたぐ流れはおもに中東、西欧および北米で発見されている。被害者はおもに東欧、南アジア、サブサハラアフリカからである。より GDP の高い国がさまざまな出身国、他の大陸からの被害者の到達国になっており、より GDP の低い国はおもに国内もしくは地域内の流れにある。

人身取引の流れのパターンとして、最も多いのが同じサブ地域のなかの国境を接する国同士にまたがる流れで37%、1カ国内の流れが34%、地域間にまたがる流れは26%、近くのサブ地域間の流れが3%である。処罰された加害者の国籍は、64%がその国民、22%が同じ地域内の国民、14%が他の地域の国民である。また、出身国はほとんどその国の国民しか処罰していないのに対し、到達国では自国民および外国人双方を処罰しているケースが多いこ

とが判明している。国境をまたぐ人身取引においては、加害者と被害者が同じ国籍であることが多い、すなわち自分と同国人を人身取引するケースが多い。

人身取引被害の大半、およそ53%は性的搾取の事案である一方、他の形態の搾取の発見が増加していることがわかる。強制労働における人身取引が増加し、2007年では32%であったが2011年では40%を占めている。臓器売買が0.3%、幼年兵士、軽犯罪行為⁽⁷⁾、強制物乞いなどその他が7%である。地域によって大きなちがいがみられ、欧州・中央アジアでは性的搾取が66%、強制労働が26%であるのに対し、アジア・太平洋地域では強制労働が64%、性的搾取が26%である。

犯罪者の性別では、ほとんどの犯罪において男性が多数を占め、女性の犯罪者は10%から15%であるのに比し、人身取引罪では男性犯罪者が72%、女性犯罪者が28%である。被害者の性別は、性的搾取ではほとんどが女性である。強制労働では、男性がかなりの割合を占めるが、女性は約3分の1に近い。地域別にみると、欧州・中央アジア地域、北米・南米地域では男性が約7割、女性が約3割であるのに対し、アフリカ・中東地域では女性が55%、アジア・太平洋地域では女性が77%を占めている。被害者に占める子どもの割合はUNODCが統計を取り始めてから、女子が10%から21%へ、男子が3%から12%へ増加している。地域によってその割合は異なる傾向をみせ、アフリカ・中東地域で発見された被害者のうち62%が子ども、欧州・中央アジアで発見された被害者の16%が子どもである。

3. 人身取引問題に対する国際的・地域的取り組み

パレルモ議定書の採択から15年、2015年12月現在169カ国が批准や承認により同議定書の締約国である⁽⁸⁾。パレルモ議定書採択以降、複数の地域で人身取引に対する多国間枠組みがつけられている。

欧州連合（European Union：EU）では2005年に反人身取引に関する欧州評

議会条約が締結された⁹⁾。被害者の保護と支援を締約国に対して拘束力をもって義務づけるという点においては、初めての国際的文書である。また各国の国内法の整備を促進すべく、2002年人身取引撲滅に関する評議会フレームワーク決定に続き¹⁰⁾、2010年にはEU指令が発出され、EU各国に人身取引に関する国内法整備を義務づけている¹¹⁾。また旧ソ連地域を含む欧州全体においては、欧州安全保障協力機構（Organization for Security and Co-operation in Europe: OSCE）が人身取引に対する政策を協調して行っている¹²⁾。

アジアでは、2002年に南アジアにおいて女性と子どもの売春目的の人身取引を防止し撲滅する条約が締結された¹³⁾。2004年には、東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations: ASEAN）において、人とくに女性および子どもの取引に対する ASEAN 宣言が採択された¹⁴⁾。また同年メコン諸国間でメコン地域における人身取引対策協力に関する覚書が結ばれた¹⁵⁾。同地域においては、2003年にはタイとカンボジア間で、2005年にはタイとラオス、ベトナムとカンボジア、2008年にはタイとベトナム、2009年にはタイとミャンマー、2010年には中国とベトナム、ラオスとベトナムでそれぞれ二国間覚書が結ばれている¹⁶⁾。さらには、数年間の交渉の末2015年11月に、人とくに女性および子どもの取引に対する ASEAN 条約が締結された¹⁷⁾。

さまざまな地域協定が結ばれても、現実の個々の事件は、各国の国内法に規定される。UNODC（2014）によれば、人身取引の刑罰化という法整備については、当該報告書で網羅した国のおよそ85%がパレルモ議定書に定義される人身取引を刑事罰の対象としている。パレルモ議定書が発効した2003年以降、多くの国で新法の制定、法改正が行われたと評価される。その一方、調査対象173カ国の5%に当たる9カ国においてまったく法律の手当てがなされておらず、また18カ国では一部の被害者や一部の形態の搾取についてしか規定がなされていないと指摘されている。これらの法律の不備がある国々の人口を合わせると、およそ20億人がパレルモ議定書によって守られていないと指摘している（UNODC 2014, 52）。人身取引罪の法制化は進んでいるとしても、人身取引の有罪件数はいまだ極めて少ない。当該報告書の対象とな

っている国々で、2010年から2012年の有罪件数が10件未満である国は33カ国、10件から50件が33カ国、50件以上が21カ国である一方、19カ国では有罪件数なし、22カ国からは情報が提供されていない。有罪件数の傾向としては、大きな増減がみられず、件数の増加がみられる国は減ってきている。これは人身取引に適切に対処する刑事司法の難しさを反映していると指摘されている（UNODC 2014, 13）。警察から取り調べを受けた容疑者を100人とすると、うち45人が起訴され24人が一審で有罪とされている。この低い数字は、刑事司法制度の非効率性あるいは警察官、検察官、裁判官の人身取引罪に対処する能力が限られている結果かもしれないと指摘されている（UNODC 2014, 55）。

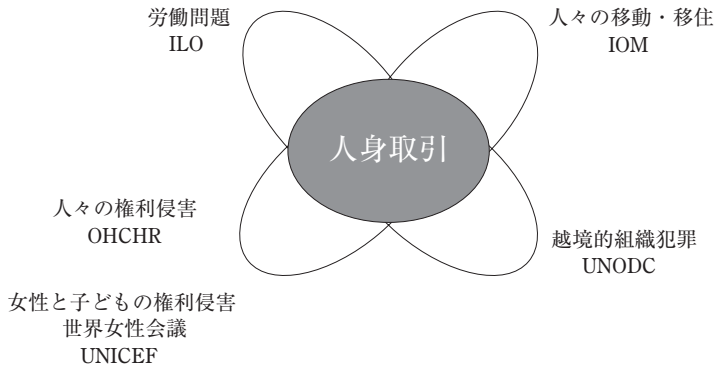
4. 「人身取引」問題の複合性

人身取引は、パレルモ議定書に定義されているが、人身取引は刑法上の定義には現れない、もしくはそれでは包含できない複合的な要因、背景、現象がある。

図序-1は、人身取引問題が複合的な位相から構成されていること、それらの複数の問題をそれぞれ管掌する国際機関を表した。人身取引を越境的犯罪という観点から刑罰化するパレルモ議定書の事務局である UNODC、人身取引は人々の権利に対する重大な侵害であるため被害者の保護という観点から国連人権高等弁務官事務所（Office of The United Nations High Commissioner for Human Rights: OHCHR）、女性および子どもの権利の保護という観点から世界女性会議（World Conference on Women）や国連児童基金（United Nations Children's Fund: UNICEF）、人々の移動・移住にかかる問題であるゆえに国際移住機関（International Organization for Migration: IOM）、そして強制労働問題であり労働者の権利保護の観点から ILO など、多くの国際機関が多面的なアプローチを展開している。人身取引に対する各国の取り組みにおいても、複数の省庁の管掌をまたがる多面的包括的アプローチが必要とされている。

人身取引の被害者は性的搾取されている女性と子どもという、かつてのと

図 序-1 「人身取引」問題の複合性



(出所) 編者・共著者作成。

らえ方は、パレルモ議定書によって古いものとなった。搾取の例示として、性的搾取ならび強制労働が列挙されたこと、そして被害者の性別は問わないことにより、人身取引問題が労働問題へと明示的にその周縁を広げることになった。狭義のままの反人身取引対策は、人身取引を性取引と同視することによって他のセクターにおける被害者を見落としてしまうことになる。また売春行為を刑罰化することを人身取引を減らすもしくは撲滅させる手段とすると、被害者を処罰する事態に往々にしてなり得る。一方、性的搾取されている女性と子ども以外への人身取引問題の射程の拡大は、多くの被害者を救済することになると同時に、被害者の脆弱性という点から考慮されなければならない女性と子どもに対する視点がおろそかになっているという指摘もある。人身取引問題はジェンダーの 이슈でもある。すべての被害者に対して、公正で公平に尊重をもって処遇するジェンダー・センシティブなアプローチが求められる。それは人身取引の防止や被害者の再統合に関する政策においても同様である。

人身取引は、労働移動という大きな枠組みのなかで分析され、議論される (Gallagher 2010, 159)。そのアプローチにおいては、労働者の権利侵害が人身

取引の核となる。越境労働の制度的不備が、人身取引被害の拡大につながる。移民労働者の権利はその立場の脆弱性ゆえに侵害されやすい傾向にある。貧困、雇用機会の欠如、より高い賃金を求めてなどさまざまな要因で移動をしようとする人々を斡旋する者が人身取引の犯罪者となる。移民労働者の権利をどのように保護できるか、移動労働のしくみをどのように規制できるか、労働移動のあり方は人身取引問題の重要な部分である（山田 2014a, 19-26）。

人身取引問題を論じるにあたって留意が必要なのは、密入国（smuggling）は人身取引と異なることである。「『移民を密入国させること』とは、金銭的利益その他の物質的利益を直接又は間接に得るため、締約国の国民又は永住者でない者を当該締約国に不法入国させること」をいう（陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書、第3条（a）¹⁸⁾）。人身取引の定義にある搾取は、密入国の定義にはない。しかし現実には、人身取引と密入国の区別はあいまいである。移動を望む者は自ら金銭と引き換えに、密入国犯罪者の不法行為であるサービスを受けて国境越えに同意するが、さらなる金銭の要求、債務労働、強制労働、犯罪行為の強制など、その関係は搾取的なものに陥りやすい。不法入国という越境の背後にある、搾取的構造を包括的にみる必要がある。

第2節 「人身取引」問題の研究

1. 隠された研究対象

人身取引に関し全世界的動向を示す最初の調査研究としては、前掲の *Trafficking in Persons: Global Patterns*（UNODC 2006）があり、各国における人身取引問題の深刻度を国別人身取引指数をもって示した。また *Global Report on Trafficking in Persons*（UNODC 2009）では各国の人身取引に関する法整備状況、法執行機関に関するデータを報告している。また米国務省からは、同

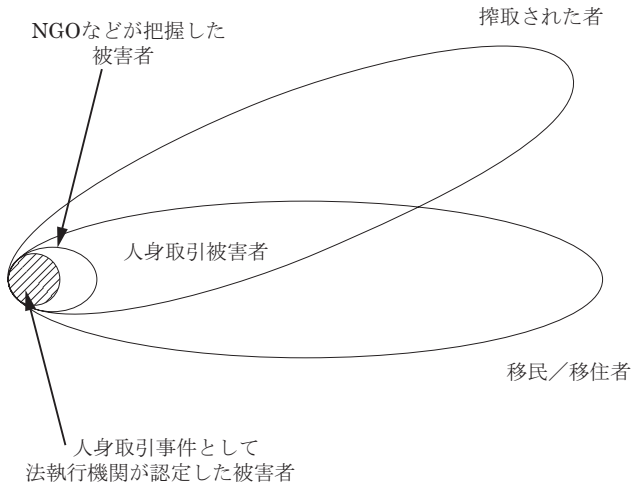
国の人身取引被害者保護法（Trafficking Victims Protection Act of 2000: TVPA）に基づき、各国をその反人身取引対策によってランクづけした人身取引報告書（*Trafficking in Persons Report*）が毎年公表されている¹⁹。また、反人身取引に取り組む IOM, ILO, 国連開発計画（United Nations Development Programme: UNDP）、人身取引に対する国連機関間プロジェクト（United Nations Inter-Agency Project on Human Trafficking: UNIAP）などの国連機関や、複数の国際または国内 NGO から、人身取引問題にかかる調査が報告されている。

人身取引に関する調査研究で共通して指摘されるのは、人身取引に関するデータの収集が、その犯罪行為の性質上極めて難しいことである。第 1 の原因は、人身取引自体の定義が各国法上異なることにある。定義自体がパレルモ議定書の定義より狭かったり、定義そのものが存在しないこともある。人身取引問題の調査研究ではもちろんパレルモ議定書の定義が基準となるが、法的な定義に固執するあまり、調査対象から遺漏してしまうケースもあり得る。図序-2 は、人身取引被害者と認知される範囲の狭小さを示している。人身取引問題の複合性で論じたように、被害者は、搾取された者であり、移動する（もしくはさせられた）者である。NGO や一般市民、さまざまな形で発見され、把握されるが、それが当該国の法律上に規定する人身取引事件に相当し被害者として認知されるのはその一部（斜線部分）であると考えられる。

第 2 に、Laczko and Gazdziak（2005）で論じられているように、人身取引のパターンや傾向の正確な把握は、その調査対象が、被害者、非正規移民、犯罪者という「隠れた人口」であるからである。重要な情報を提供し得る被害者は、売春婦、不法移民などとレッテルを貼られ、さらなる被害や不法滞在による強制退去をおそれ、声を上げることが困難な状況にいる。被害者からの情報収集には、被害者を保護し救助する警察やシェルターや NGO の役割は大きい。

第 3 に、各国に人身取引に関するデータを一極に集めるシステムが欠けている。国のなかで異なる官庁のデータが個々に存在したり、情報にアクセス

図 序-2 人身取引被害者の位置づけ



(出所) Tyldum and Brunovskis (2005, 17-34).

できる者が政治的意図をもって操作したり、データそのものを収集していない国もある。

調査対象が「隠れた人口」であることに加え、人身取引問題が多くの政府にとって、自国の入国管理政策、外国人労働者政策、売春に対する政策、社会構造や汚職などに関係するセンシティブな問題であることが調査研究を難しくさせている。

2. 求められる研究者倫理

調査対象が「隠れた人口」であるがゆえに、「人身取引」問題の研究は、当該分野特有の研究者倫理が求められる。2003年に世界保健機関 (World Health Organization: WHO) が人身取引された女性に対するインタビューのガイドライン (WHO 2003) を、2006年には UNICEF が子どもの被害者に対するガイドラインを発表した (UNICEF 2006)。しかし、UNIAP は、それらの

ガイドラインには以下の視点がかけられていると指摘した。たとえば、男性被害者へのインタビューにおける倫理的考慮や、被害者に貼られるスティグマの問題である。また縁戚者や近隣者が犯罪に関係している可能性がある場合、潜在的被害者や潜在的犯罪者の家族や隣人が関係するインタビューやプログラムの実行に対する倫理的考慮は何か、危害を加えられている環境でいまだ働いている人々を関与させるインタビューやプログラムの実行に対する倫理的考慮は何かという点である。それらを網羅したUNIAP（2008）では、被害者に対する調査について心得と準備のポイントが次のように列挙されている。

- ①被害者を傷つけないこと、被害者に寄り添うこと、しかし中立であること、
- ②個人の安全と防御を優先すること、リスクを確認し最小限にすること、
- ③調査についての情報を与えたうえで同意を得ること、無理強いはいしないこと、
- ④匿名性、秘密性を可能なかぎり確保すること、
- ⑤通訳およびフィールド調査のチームを適切に選定し準備すること、
- ⑥照会情報（被インタビュー者のニーズに応じて）を準備すること、緊急の介入に備えること、
- ⑦他者を助けることを躊躇しないこと、情報を有用すること。

筆者自身がかつてタイ南部ラノーンでインタビューをした、ミャンマーから来た10代の女の子は、パレルモ議定書の定義に合致する人身取引被害者だった。だまされて性産業で働くことを余儀なくされ、不法滞在で再三捕まり、そのたびに当局に店の女主人が支払う釈放金が借金として加算されていた。人身取引罪という犯罪行為が行われ、その被害者を目の前にして研究者はどうすべきなのか。犯罪行為を告発すべきか。個人が特定できる情報を他者に提供していいのか。彼女を救うどころか、外部の人間との接触が発覚したために却って危険に晒しかねない。情報提供者の身の安全を損ねることは研究者の倫理義務に反する。はたして彼女にとって人身取引被害者としてシェルターに収容されることが望ましいのか。被害者として認定されなければ強制退去される。ひとりの人権が侵害されれば、それだけで重大な人権問題であるとわかっている。しかしこれはこの社会の構造的な問題であるから、とても研究者ひとりの手に負えることではないと自己弁解する。研究者として得

た情報を単にサンプルのひとつとして扱っていいのか。そもそも何のために彼女の話聞いたのか。

研究者ができること、やるべきことは、自らが得た情報を、人身取引問題の解決のために有用し、そのファインディングを公表することにある。研究者倫理として必要な上掲のガイドラインの項目を理解はしていながらも、その実践が研究者の自己防衛、自己満足に終始し、外部者である自分と接したことが被害者自身にどのような身体的・精神的影響を与えたのかは確認できていない。研究者のあるべき倫理は、常に各研究者自身が問い続ける課題である。

また人身取引被害者を調査する際に留意しなければならないのは、被害者の主観と調査者自身が描く被害者像に齟齬が必ずあるということである。調査者は無意識のうちに、パレルモ議定書や自分が定義する人身取引被害のパターンに被調査者を当てはめようとする。研究の対象とするのは、すでに選別された被害者なのか、潜在的被害者を含むのか、その定義は各研究において明確にされなければならない。

3. 既存研究の偏在とこれからの研究ニーズ

パレルモ議定書の加盟国および人身取引対策に取り組む者は、その効率を上げるためには、その対策がエビデンスに基づくものでなければならないと強調してきた (UNODC 2012, 89)。調査研究はそのエビデンスを提供し、ニーズや効果を有する対策や介入のインパクトについての知識を増やす役割を有する。特定の国や地域そして国際的な人身取引の状況についての調査研究は、反人身取引対策の立案、実行、評価、そしてエビデンスに基づく政策立案の必須条件である。

人身取引の原因の複雑性について、Gallagher は大きく3つのファクターに分けている。①被害者もしくは潜在的被害者の脆弱性を増加させる要素、②人身取引された労働から生産される製品やサービスへの需要を創出もしくは

は持続させる要素、③加害者およびその共謀者が罰を受けずに操業できる環境を作り出しているもしくは持続させている要素、である（Gallagher 2010, 414）。①はいわゆる供給サイド、②は需要サイドといわれる。

パレルモ議定書第9条において、締約国は、人身取引となるような、人々、とくに女性と子どもを搾取するすべての形態の搾取を助長するような需要をなくすよう、法的もしくはその他の措置をとることを要請されている。パレルモ議定書以前は、人身取引被害者の送出国（出身国）に焦点を当て、性産業や安価な労働力を求める人身取引の需要サイドである受入国にはまったく注目がなされなかった。締約国に人身取引を生み出す需要をなくす措置をとるよう規定した点は、本議定書の大きな特徴である。しかし、人身取引に関連する需要に対処しなければならないという国際法的義務も、そのもととなる概念が正しく理解されていなければ効果的に適用できないし、正確に議論もできないと指摘されている（Gallagher 2010, 6）。

人身取引に関する研究は、被害者のおかれている経済社会的状況などいわゆる供給サイドといわれる問題に関するものが多い。これまでの調査研究は、特定の地域におけるスナップ・ショット的な短期間の調査や、被害者のプロフィールに焦点を当てた、なかでも性的搾取された女性および子どもの事例研究などが多い（*The Trade in Human Beings for Sex in Southeast Asia* [Le Roux, Baffie and Beullier 2011] など）。一方、性的搾取以外の形態の人身取引、すなわち労働搾取の人身取引や、需要サイドといわれる人身取引の被害者の受け手市場が存在する国の経済的社会的要素の研究、人身取引市場を存在させる要因や人身取引を招きやすい特定の産業の構造、サプライチェーンや汚職の研究は少ない²⁰。人身取引のネットワークや流れはいまだ明瞭には解明されておらず、伝統的な経済交換がどの程度反映しているのかいまだ明白ではないなかで、経済用語である供給と需要を人身取引の文脈で使用する問題も指摘される（Gallagher 2010, 434）。供給が需要を生み出していることもあるし、それを可能にさせている環境と供給と需要を明確に分かつことは難しい。

さらには国内と国際人身取引の関連性、人身取引の社会的経済的インパクト、反人身取引対策のインパクトや効果の評価などの調査も不足している。

そして、人身取引問題に取り組む実務者から、より効果的な執行のために、パレルモ議定書の定義のいくつかの鍵概念のさらなる分析と研究の必要性が指摘されている。そのひとつが「脆弱性」である（UNODC 2013）。とくに刑事司法担当者は、人身取引が行われる手段として規定されている「脆弱な立場の濫用」「権力の濫用」にどう取り組むかに難しさを感じている。脆弱な人々が危険な状態に陥る可能性から彼らを守るために有効な支援をするためには、何が彼ら／彼女らを暴力、虐待や搾取に脆弱にさせるのかを理解することが必要である。人身取引の防止は、その脆弱性を減らし、人身取引に陥る可能性のある危険な状況を避けるという選択肢を提供することにある。それゆえに脆弱性そして脆弱性に結び付く権力の濫用の理解は、人身取引に対する有効な対策を打ち出していくために極めて重要である。

人身取引という犯罪、そして人権侵害について部分的にしか理解されていない現状を克服するためにも、知識と調査研究が重要である。既述のように人身取引問題は、さまざまな要因が絡み合っており、その究明・解決には、刑事司法、人権、移民問題、労働政策、保健、社会厚生など異なる専門の見地からの複合的な研究が必要とされる。すなわち、人身取引問題の複合性を理解するための、学際的アプローチが必要とされている。

第3節 「人身取引」問題への学際的アプローチ

1. 本書のアプローチ

本研究は、人身取引の個別事例や特定の国に焦点を当てるのではなく、現代の国際的アジェンダとなった人身取引問題という事象を、多角的に分析するものである²¹⁾。

人身取引問題は、女性と子どもの権利を侵害する性産業の国際的展開として、また麻薬やテロリズム、海賊行為などと並び越境的に展開する組織的な非合法活動として、そして近年では労働問題のなかで最も搾取的な待遇として把握されている。そして研究テーマとしては、おもにジェンダー研究、移民研究、刑法、人権法、安全保障研究という分野において、法学、社会学、文化人類学、国際関係論などの研究者が取り組んできた。その一方で経済学的に取り上げられることは少なく、そこには計量分析を可能とするデータが欠如しているということがある。

これまでの研究は、犯罪者の訴追に関しては刑事司法の問題、被害者の再統合に関しては社会厚生の問題などというように、人身取引問題を一部の局面を切り離して特定のディシプリンでとらえがちであった。本書は、人身取引問題を局面ごとにとらえる重要性を認識しつつ、法学、経済学、国際関係論のそれぞれのアプローチが前提としている概念が、「人身取引」問題の理解と分析においてどのような齟齬を生み出しているのかという点を明らかにする。

本書では、第1章で、国際法における「人身取引」の定義について、その成立に至る論争や妥協を理解することにより、定義自体の限界を明らかにし、法規定上の「人身取引」を取り巻く事象としての人身取引問題を把握する。現代の国際的アジェンダとなっている人身取引問題は、パレルモ議定書に規定されている法的定義を根拠として議論されており、その定義の分析は人身取引問題を理解するに不可欠な作業である。第2章では、人身取引という事象およびそれがグローバル・イシューとして把握されている現状を、人身取引という取引のインセンティブ構造（経済学）の視角から分析をする。経済学では、人身取引を雇用契約の一種ととらえ、非対称情報に伴う詐称や労働選択の自由などの観点から議論し、それを禁止することの意味を、個人のインセンティブ、需要／供給などの側面から明らかにする。第3章は、国際関係論の視点から、人身取引という政府にとってセンシティブな問題が国際的アジェンダとして取り上げられる背景と構造を、出身国と受入国という人の

移動の構造的立ち位置のみならず、人身取引問題を当事国政府がどういう問題として理解しているのかという点から分析する。

2. 鍵概念をめぐる議論

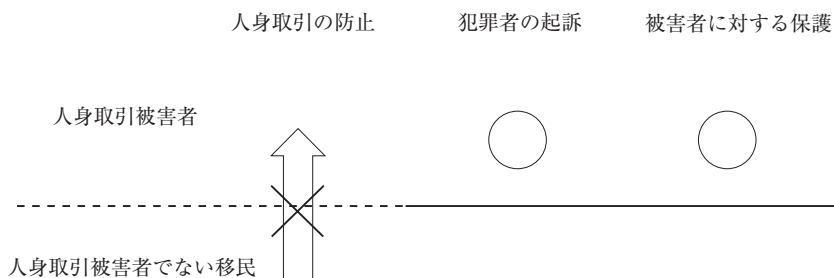
法学、経済学、国際関係論において、人身取引問題を研究するにあたっての鍵となる概念をめぐる議論を整理する。

(1) 定義がすべて、定義の限界

法学においては、処罰の対象となる人身取引の定義と制度の運用が主眼となる。刑事罰の対象となる人身取引は、明確に定義される必要がある。その定義をもって初めて人身取引問題を議論することができる。司法の目的は、犯罪者の処罰だけではなく、被害者の失われた権利の獲得である。人身取引行為の定義に当てはまらない行為は処罰の対象にはならないし、人身取引被害者の定義に当てはまらない者は保護や救済の対象にはならない。定義に相当するかしないか、その中間である灰色は存在しない。たとえ複合的問題であっても、「人身取引」問題はやはり法学の問題である。しかし現実の問題は、その境界線を引くことの難しさにある。

図序-3は、人身取引被害者とそうでない者の境界線を人身取引の防止（prevention stage）、起訴（prosecution stage）、保護（protection stage）の段階ごとに示した。移動しようとする人が人身取引の被害者にならないための防止策は、その境界線を越えることを防止することである。しかし、人身取引事案の起訴は人身取引被害が発生して行われるものであり、被害者の保護は被害者として認定されて初めてその対象となる。たとえばある国の反人身取引法では、搾取の目的で詐欺などの手段を使い他人を移送したり受け取るとは人身取引罪であり、その被害者は同法に規定される保護・支援を受けることができる。いい仕事があるとブローカーにだまされ、到達した先で過酷な労働を強いられ、移動の自由を制限されるなど強制労働や奴隷状態におかれ

図 序-3 人身取引被害者 (Victims) と人身取引被害者でない移民 (Non-Trafficked Migrants) の関係



(出所) Yamada (2011).

るのであればそれは搾取に相当し、人身取引被害者と認定され、規定の支援プログラムを受けることになる。しかし認定されなければその支援の対象外である。

そこには否応なしに、認定する側の論理と認定される側の論理がある。被害者の認定は各国の反人身取引法の定義に基づく認定基準にのっとって、警察官やソーシャルワーカーが質問し判断するのであるが、被害者とされる者からどれだけの情報が聞き出せるかは容易ではない。今後の立件、起訴を考えれば証人として使えるかどうかという判断が働いていることも否めない。認定される側からすれば、被害者と認定されてシェルターに保護され自国に送還されるよりも、その場に残り過酷な状況下にあっても就労を続けることを望む者もいる。被害者としてシェルターに収容された人がその収容期間の長さや不自由さに被害者として認定されたことを悔やんでいると聞いたこともある。人身取引被害者の認定において、本来ならば被害者として認定されるべきところを認定されない被害者、そして認定されたくない被害者が存在する。反人身取引法は被害者と認定した者だけを保護の対象とする。しかし被害者として認定された者と認定されなかった者がおかれていた状況に大差はないこともある。同じ工場における労働搾取から救出された労働者のなか

にも人身取引被害者と認定された者とそうでない者がいる。人は自分の法的地位を自分で決められず、他者である国家に認めらなければならない。人身取引被害者なのか、それとも助けを求めない、いや求められない移民労働者なのか。選別する側と選別される側の論理は必ずしも一致しない。

法制度はその適用対象とする領域の確定から始まる。反人身取引法であれば、その法の適用範囲を定め、人身取引という犯罪行為を定義する。しかし、人身取引という研究課題は、特定の法領域に縦割りされてきた法制度研究の垣根を越えなければ扱えない問題である。人身取引は、各国の各法におけるカテゴライゼーションだけでは収まらない実態をもっている。対象となる人々は、合法／非合法の入国者・滞在者・労働者であり、難民であり、人身取引被害者でもあり得る。入国管理法、外国人労働法、難民法、刑法など各法別アプローチからではみえない、漏れてしまう問題を解決し得る、複数の法分野の有機的連携、包括的アプローチを、国内法においても国際法においても模索しなければならない。

(2) 人身取引は取引なのか——合理性と正義——

経済学においては、取引のインセンティブ構造の解明を主眼とする。ある取引が合法であろうと非合法であろうと、倫理的であろうとなかろうと、その取引が成立するならばどのようなインセンティブが働いているのかを分析するし、現象のメカニズムを解明する。パレルモ議定書では、加害者の行為の目的に搾取の目的が明記されているように、加害者の意図は人身取引を構成する必須の要素である。それに対して、被害者の同意は関係なく、つまり被害者がどのような意図で、どのような動機に動かされて、被害に遭うような状況に陥ったかは問われていない。

そもそも誰と誰の取引なのか？人身取引における取引の対象つまり客体は人（搾取の対象となる人）であり、取引をする主体は（リクルーター）、斡旋する者（ブローカー）、運ぶ者、搾取する者、売春宿、農場、船、工場や家などの搾取が行われる場所の所有者や雇用主や管理者である。取引の対象とな

る人の動機、つまり被害者の動機は人身取引罪の成立要件とはまったく関係ないということである。

パレルモ議定書に定義される人身取引と同時に、人身取引におけるそれ以外の取引にも経済学は着目する。人身取引の移送過程が誘拐でない場合、犯罪者は、被取引者に対して何らかの詐称行為を行っていると思定できる。ここで、被取引者が進んで移送に協力するまたはだまされていく過程を、経済学では犯罪者と被取引者の交渉ゲームとして読み解く。つまり、これも取引のひとつだと経済学では考えることとなる。

以上を整理すると、人身取引は、被取引者と犯罪者のあいだと、売り手と買い手のあいだのふたつの取引から構成されているといえる。法学は後者だけをとり扱うために被取引者の意思は関係ないのだが、経済学では前者も扱うために被害者の意思を分析の対象とすることが必要となる。

経済学では、理論分析のほか、実証分析により、被害者の属性を明らかにすることが可能である。すなわち逃げられない人はどういう人なのかという点は問うことができる。人身取引被害者の賃金がそうでない者に比べて低いなどいくつかの特徴、すなわち人身取引の被害者と非被害者とのちがいを明らかにすることができる。すなわちサンプルのなかで、どんな人が取引されてしまうのかという特徴が明らかになる。しかし法学上では、被害者の属性を特定することは、被害者が成年であるか否かが犯罪行為の特定に必要な場合を除いては、無関係である。

経済学ではさらに、被害者の属性のひとつとして、期待とのギャップ、情報の非対称性がだまされる危険度に関係しているとするれば、これらを実証する意義がある。移動の自由を享受する権利という観点からは、いかに移動にリスクが伴う可能性が高いとしても、その移動を制限するような措置、たとえば政府が自国民に対して出国を制限することは個人の自由を制限することになる。その制限には国が達成すべき社会政策の必要性とそれを裏づける理由が必要になる。現実の人身取引問題に対処するために、潜在的被害者のリスクを軽減することが重要であることは国際的および各国の取り組みで認識

されている。これには経済学の計量分析が必要とされる。

(3) 人身取引対策をめぐる国際政治の力学

人身取引問題への取り組みは、国際組織犯罪対策と人権保護という、ふたつの異なるディスコースがどのように立ち現れるかによって左右される。パレルモ議定書の成立過程では、人身取引問題に対してその犯罪の撲滅という観点からコミットメントをするのか、取引の対象となる人々の人権という観点からコミットメントをするのかという議論がされてきた。最終的に各国政府の広いコンセンサスを得られたのは、犯罪という観点を強調し、国際組織犯罪防止条約の補足議定書として人身取引に関するルールを位置づけるというアプローチだった。こうした形態が示すように、議定書は、刑事司法の枠組みにおいて人身取引の防止と協力については明確で詳細な規定ぶりであるのに対し、人身取引被害者の保護についての規定は弱い。多くの国では、被害者を権利を有する者というより刑事司法上の資源としか処遇していない。なかには、政策形成において人身取引と非正規移民を結びつける国も多い。しかし現在ではようやく、刑事手法や国境管理だけでは人身取引問題の解決にはならないことが理解されつつある。人身取引は組織犯罪の一端であるだけでなく、むしろ国際政治経済の活動から想定し得る結果であるとの認識のもと、越境的犯罪対策のみならず、移民・移住、労働問題、女性や児童の権利保護、貧困と開発といった問題からのアプローチがとられるようになり、グローバルレベルでは、国連のUN.GIFTプログラムにかかわるUNODC、ILO、IOM、UNICEF、OHCHR、OSCEの各機関がそれぞれの管掌に合致するよう人身取引問題を扱っている。

人身取引は、国家の管轄権が及ぶ範囲を超えて展開することから、単独の国家による取締りや予防には限界がある。とりわけ人身取引の被害者保護については、送り出し元である被害者の出身国がとることのできる手段は限られており、受入国側の協力が不可欠となる。こうした事情から、グローバルレベルのみならず、地域的なレベルでも国家間の政策協調が進んでいる。ア

ジアでは、ASEANが、2015年の地域共同体発足をめざし、域内の財、サービス、資本、そして労働者の移動の自由化を推進してきた。人身取引もまた、そうした地域の政治、経済、社会的統合の一端として取り組まれてきた。

人身取引をめぐる協力は、受入国と送出国という利害の異なる国々のあいだでどうやって協調行動を可能にするかという問題をはらんでいる。たとえば東南アジアでは、ASEANとメコン地域諸国というふたつの枠組みで人身取引対策が行われている。ASEANが受入国と送出国の対立に難渋し極めて漸進的なアプローチをとってきたのに対し、メコン地域では受入国が送出国に呼びかける形で地域的協力を進めてきた²²。国家間の対立と協調のメカニズムへの関心から始まった国際関係論の知見は、こうした人身取引対策をめぐる協調のあり方について理解するうえで有用なツールとなり得るだろう。

3. 人身取引問題の包括的分析枠組みの試み

本書では、ひとつの専門性からのアプローチではなく、法学、経済学、国際関係論という複数のアプローチを呈示することによって、人身取引問題が複数のダイメンションをもつ現象であり、その理解には複合的視点が重要性であることを明らかにした。法学的にはパレルモ議定書および各国内法における人身取引の定義の文言の形成・解釈に着目した。経済学では人身取引の対象となる人間の動機、すなわちインセンティブ構造に着目した。刑法上の人身取引罪の定義からは、人身取引罪の成立には被害者の同意の有無は無関係であり、被害者の同意があったことは加害者の抗弁にはならない。しかし人身取引問題という現象を分析するためには、法学的には排除される同意の構造分析が不可欠である。各学問分野の前提やキーコンセプトとしている概念が相互に相容れないものであること、それを理解することにより、人身取引問題の理解と研究が進化していくこと、そしてさらなる学際的アプローチが重要であることを示した。

それぞれの学問が前提としてきた鍵概念の齟齬や矛盾を把握することによ

って、現実問題の解決にはそれらを架橋する包括的分析枠組みが必要であることが明らかになった。前節で論じた各分野の鍵概念をクロスオーバーさせることによって、相互補完による分析が可能になると考えられる。たとえば、人身取引という犯罪行為の定義では無関係とされる被害者の同意について、経済学による被害者の脆弱性の解明によって予防の対策を講じることにつながる。人身取引罪の摘発および起訴の法執行については、経済学によるブローカーのインセンティブ構造分析が効果を生むと期待される。また国際関係論から移動を前提とした公共政策とその決定過程の分析が貢献でき、送出国および受入国の協働が不可欠の被害者の保護および社会統合を可能にさせる政策を見出すことができると考えられる。

人身取引問題の解決には摘発と規制だけではなく、被害者の保護と社会への再統合プロセスが不可欠であるという観点から、さらには社会学の貢献が大きいと考える。パレルモ議定書の目的は、犯罪者の処罰だけではなく被害者の失われた権利の獲得であり、その権利の実現は法的手段とそれを可能にする社会構造が必要であるからである。「被害者」という言葉の意味するところは、刑法上の用語のみならず社会的意味をも含み得る。被害者と称されることを本人がどう思っているのか、周囲はどう思っているのか。人身取引問題の解決には、被害者とされる人でもその状況に能動的にかかわって行こうとする契機があることが重要である。被害者が支援の対象という客体でなく、自律性をもった主体であることの重要性がクローズアップされる必要があるだろう。

人身取引は最悪の形態の移動 (worst form of migration) である。人身取引の形態や状況はさまざまなものがあり、単純化することはできないが、出発地 (送出国) から到達地 (受入国) に至るプロセスを、人身取引被害の発生、犯罪者の摘発、処罰、被害者の保護の流れととらえる。換言すれば、対象となる人が、何らかの手段 (介在者) を介して、移動し、移動先で搾取される、そして保護される。それぞれの局面そしてすべての局面において、異なる学問の複合的視点が包括的に必要とされている。

[注] _____

- (1) GA Res. 55/25, UN Doc. A/45/49 (Vol.I) (2001). 採択地パレルモ (イタリア) からパレルモ議定書と呼称される。
- (2) UN Global Plan of Action against Trafficking in Persons, adopted by the General Assembly on 30 July 2010.
- (3) 第3条 (d) 「児童」とは、18歳未満のすべての者をいう。
- (4) 「締約国は、適当な場合には、自国の国内法において可能な範囲内で、人身取引の被害者の私的生活及び身元関係事項を保護する。この保護には、特に、そのような取引に関連する法的手続を秘密のものとするを含む」(第6条第1項)。
- (5) ILO 2014, 'Forced labour, human trafficking and slavery' Facts and figures (<http://www.ilo.org/global/about-the-ilo/newsroom/news/>).
- (6) 当該報告書の詳細については山田 (2007)。
- (7) 強制されて犯す犯罪 (forced criminality) の例として、窃盗や麻薬の受け渡しなどがある。
- (8) 2015年12月末現在直近の加盟国は2015年9月28日に加盟したシンガポールである。日本は2002年に署名をしたが、いまだ批准には至っていない。
- (9) Council of Europe Convention on Action against Trafficking in Human Beings (2005). 2015年10月末時点で43カ国が批准し、1カ国が加盟している。
- (10) Council Framework Decision 2002/629/JHA of 19 July 2002 on Combating Trafficking in Human Beings.
- (11) European Union Directive on Prevention and Combating Trafficking in Human Beings and Protecting Its Victims (2011).
- (12) OSCEはEUと異なり加盟国に立法を義務づけることはできないが、加盟国は政治的コミットメントに同意している。人身取引対策についてはその特別代表兼コーディネータが任命されている。活動の一環として在外公館における家事労働者の人身取引被害を防止するためのハンドブック (OSCE 2014) が出されている。
- (13) Convention on Preventing and Combating Trafficking in Women and Children for Prostitution (SAARC Convention).
- (14) ASEAN Declaration against Trafficking in Persons Particularly Women and Children.
- (15) Cambodia, China, Lao PDR, Myanmar, Thailand, Vietnam, Memorandum of Understanding on Cooperation against Trafficking in Persons in the Greater Mekong Sub-region.
- (16) メコン地域における二国間覚書については山田 (2013)。
- (17) ASEAN Convention Against Trafficking in Persons, Especially Women and

Children (2015年11月21日署名)。

- (18) Protocol against the Smuggling of Migrants by Land, Sea and Air, Supplementing the United Nations Convention against Transnational Organized Crime (UNGA Res.55/25).
- (19) Division A. Victims of Trafficking and Violence Protection Act of 2000, 22USC7101. Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2013 (Title XII of the Violence Against Women Reauthorization Act of 2013).
- (20) タイにおける漁業セクターにおける労働環境を調査したものとして、ILO (2013) がある。需要サイドに着目したものとして、*Demand Side of Human Trafficking in Asia: Empirical Findings* (ILO 2006) は、バングラデシュ、インドネシア、ネパール、パキスタンの性産業、家事労働、物乞いという特定分野において雇用主にインタビュー調査をしたものである。
- (21) 人身取引を包括的に論じたものとしては、*Human Trafficking: A Global Perspective* (Shelly 2010) があり、人身取引ビジネスモデルなどを論じているが、国際組織犯罪という観点に偏っている。また問題解決を志向する *Ending Slavery: How We Free Today's Slaves* (Bales 2007), 「グローバル化の中の人身売買——その撤廃に向けて——」(反差別国際運動日本委員会 2005) はあるが、実践と啓蒙に重きをおいている。
- (22) それらの枠組みのちがいを検証するものとして Kneebone and Debeljak (2012) がある。当該書に関する書評として、山田 (2014b)。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 反差別国際運動日本委員会 2005. 「グローバル化の中の人身売買——その撤廃に向けて——」 解放出版社.
- 山田美和 2007. 「グローバル経済の影を正視する——国連薬物犯罪事務所報告書『人身取引——グローバル・パターン——』——」 『アジア研ワールド・トレンド』 (147) 12月 30-33.
- 2013. 「メコン諸国における人身取引問題にかんする二国間覚書の比較分析——二国間覚書の限界と可能性——」 『アジア経済』 54 (3) 9月 2-27.
- 2014a. 「東アジアにおける移民労働者の法制度——送出国と受入国の共通基盤の構築に向けて——」 山田美和編 『東アジアにおける移民労働者の法制度』 アジア経済研究所 3-30.
- 2014b. (書評) Susan Kneebone and Julie Debeljak, *Transnational Crime and Human Rights: Responses to Human Trafficking in the Greater Mekong Subregion*

『アジア経済』55 (2) 6月100-103.

<外国語文献>

- Bales, Kevin 2007. *Ending Slavery: How We Free Today's Slaves*, University of California Press.
- Gallagher, Anne T. 2010. *The International Law of Human Trafficking*. New York: Cambridge University Press.
- ILO (International Labour Office) 2006. *Demand Side of Human Trafficking in Asia: Empirical Findings*, Bangkok: ILO.
- 2013. *Employment practices and working conditions in Thailand's fishing sector*, Bangkok: ILO.
- Kneebone, Susan and Julie Debeljak 2012. *Transnational Crime and Human Rights: Responses to Human Trafficking in the Greater Mekong Subregion*, London: Routledge.
- Laczko, Frank and Elzbieta Gazdziak, eds. 2005. *Data and Research on Human Trafficking: A Global Survey*, Geneva: IOM.
- Le Roux, Pierre, Jean Baffie, and Gilles Beullier, eds. 2011. *The Trade in Human Beings for Sex in Southeast Asia*, Bangkok: White Lotus.
- OSCE/Office of the Special Representative and Co-ordinator for Combating Trafficking in Human Beings 2014. *How to prevent human trafficking for domestic servitude in diplomatic households and protect private domestic workers*; OSCE.
- Shelly, Louise 2010. *Human Trafficking: A Global Perspective*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Tyldum, Guri and Anette Brunovskis 2005. "Describing the Unobserved: Methodological Challenges in Empirical Studies on Human Trafficking" In *Data and Research on Human Trafficking: A Global Survey*, edited by Frank Laczko and Elzbieta Gazdziak, Geneva: IOM, 17-34.
- UNIAP (United Nations Inter-Agency Project on Human Trafficking) 2008. *Guide to Ethics and Human Rights in Counter-Trafficking: Ethical Standards for Counter-Trafficking Research and Programming*, Bangkok: UNIAP.
- UNICEF (United Nations Children's Fund) 2006. *Guidelines on the Protection of Child Victims of Trafficking*, New York: UNICEF.
- UNODC (United Nations Office on Drugs and Crime) 2006. *Trafficking in Persons: Global Patterns*, New York: United Nations Publication.
- 2009. *Global Report on Trafficking in Persons 2009*, New York: United Nations Publication.
- 2012. *Global Report on Trafficking in Persons 2012*, New York: United Nations

Publication.

- 2013. Issue Paper on Abuse of a position of vulnerability and other “means” within the definition of trafficking in persons, New York: United Nations Publication.
 - 2014. *Global Report on Trafficking in Persons 2014*, New York: United Nations Publication.
- WHO (World Health Organization) 2003. WHO Ethical and Safety Recommendations for Interviewing Trafficked Women, Geneva: WHO.
- Yamada, Miwa 2011. “Is the Anti-Trafficking Framework Really for the ‘Victims’?-Reflections on Burmese victims of human trafficking and non-trafficked migrants in Thailand” IDE Discussion Paper No.289, IDE-JETRO.

